

船舶事故調査報告書

平成26年2月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	平成25年10月5日（土） 19時10分ごろ
発生場所	香川県直島町向島北方沖 直島町所在の鞍掛鼻灯台から真方位259° 1,380m付近 （概位 北緯34° 28.6′ 東経134° 00.4′）
事故調査の経過	平成25年10月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 <i>Maré</i> てしま、19トン 273-11354香川、小豆島フェリー株式会社 20.35m (Lr) × 4.00m × 1.74m、軽合金 ディーゼル機関2基、992.92kW（合計）、平成14年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 28歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年10月26日 免許証交付日 平成25年3月25日 （平成30年3月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷機のプロペラ軸受に曲損 のり養殖施設 のり網固定用外枠ロープを切断
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客2人を乗せ、向島北方沖を約20ノットの対地速力で手動操舵によって北西進した。 向島北方沖には、毎年10月1日から翌年3月31日までの間、東西方向の長さ約1,000m、南北方向の長さ約500～600mであるのり養殖漁場（以下「向島北方のり養殖漁場」という。）が設定され、本事故当時、東西方向の長さ約60m、南北方向の長さ約120mの長方形形状ののり養殖施設が東西方向にかけて約100mの間隔で5か所に設置されていた。 向島北方のり養殖漁場の北西端には、直島漁協向島北方のり養殖漁場灯浮標が、また、のり養殖施設周囲には、11個の標識灯がそれぞれ設置されていた。 船長は、前方に黄色灯火を認め、その灯火を変針目標とする直島漁協

	<p>向島北方のり養殖漁場灯浮標と思い、左舵を取って航行し、レーダー画面の映りが悪かったので、同画面を調整していたところ、平成25年10月5日19時10分ごろ、鞍掛鼻灯台から真方位259°1,380m付近において、本船がのり養殖施設に衝突した。</p> <p>船長は、プロペラ軸にのり網固定用外枠ロープが絡まって航行不能となったため、運航管理者に連絡した後、旅客2人が巡視艇により、岡山県玉野市宇野港まで搬送された。</p> <p>本船は、作業船にえい航されて宇野港に入港後、ダイバーにより、のり網固定用外枠ロープを除去した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南東、風力 3、視程 約1,000m 海象：波高 約0.5m、潮流 不詳</p>
<p>その他の事項</p>	<p>向島北方のり養殖漁場に設置された灯浮標及び標識灯の主要諸元は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直島漁協向島北方のり養殖漁場灯浮標 <ul style="list-style-type: none"> 灯 質 黄色、毎4秒に1閃光 光達距離 3.5海里 (M) 灯 高 約2.1m ・のり養殖施設周囲の標識灯 <ul style="list-style-type: none"> 灯 質 黄色、毎4秒に1閃光 光達距離 5.6M 灯 高 約2.23m <p>運航管理者は、のり養殖施設の設置情報を入手して基準航路を作成し、船側に周知していた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近をフェリー及び旅客船で約8年間航行し、向島北方のり養殖漁場設定後の平成25年10月1日以降は18回航行していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターに基準航路、向島北方のり養殖漁場に設置された灯浮標等を入力していなかった。</p> <p>船長は、ふだん、直島漁協向島北方のり養殖漁場灯浮標を左に見て左転していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、向島北方沖を北西進中、船長が、前方に黄色灯火を認めた際、変針目標とする直島漁協向島北方のり養殖漁場灯浮標と思い、変針目標とする灯浮標の確認ができずに左舵を取って航行したことから、のり養殖施設に衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、レーダー画面の映りが悪く、調整を行っており、また、GPSプロッターに基準航路、向島北方のり養殖漁場に設置された灯浮標</p>

	等を入力していなかったことから、変針目標とする灯浮標の確認ができなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、向島北方沖を北西進中、船長が、前方に黄色灯火を認めた際、変針目標とする直島漁協向島北方のり養殖漁場灯浮標と思い、変針目標とする灯浮標の確認ができずに左舵を取って航行したため、のり養殖施設に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	<p>運航管理者は、本事故後、所有船舶の乗組員全員に対して事故の概要及び原因を周知し、次の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターに基準航路及び向島北方のり養殖漁場に設置された灯浮標等を入力させ、それらを十分に活用して運航すること。